

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月9日
【会社名】	新都ホールディングス株式会社
【英訳名】	SHINTO Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鄧 明輝
【本店の所在の場所】	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号チョーギンビル8階
【電話番号】	03 - 6659 - 5141
【事務連絡者氏名】	取締役 半田 紗弥
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号チョーギンビル8階
【電話番号】	03 - 6659 - 5141
【事務連絡者氏名】	取締役 半田 紗弥
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 249,994,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,474,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 新規発行新株式(以下、「本新株式」といいます。)の発行については、平成29年11月9日開催の当社取締役会において、発行を承認する決議が行われています。なお、当社代表取締役社長の鄧明輝氏(以下、「鄧明輝氏」といいます。)は割当先の出資者であり、当該発行決議に特別の利害関係者を有するため決議には参加していません。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,474,700株	249,994,800	124,997,400
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,474,700株	249,994,800	124,997,400

(注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額のうち、219,994,800円を金銭による払みの方法で行い、30,000,000円を金銭以外の財産の現物出資デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。)による方法で割り当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また増加する資本準備金の総額は124,997,400円であります。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

大都(香港)實業有限公司が当社に対する金銭債権の元本30,000,000円全額

当社は、大都(香港)實業有限公司に対し、以下の通り平成29年(2017年)6月15日の金銭消費貸借契約により借り入れた、元本金30,000,000円および未払利息269,589円の債務があり、元本金30,000,000円全額を対象として新株の割当を行います。未払利息は債務となります。なお、上記金銭債権を被担保債権とする担保権は設定されておりません。

(デット・エクイティ・スワップ対象借入金及び借入利息目録)

平成29年11月30日現在

借入日	弁済期日	借入金額	利率	利息金額
平成29年6月15日	平成30年6月14日	30,000,000円	2%	269,589

(注) 1. 平成29年11月8日に大都(香港)實業有限公司と締結しました合意書に基づき、本有価証券届出書による届出の効力発生を条件として、弁済返済期日を平成29年11月30日に変更しました。

2. 利息金額は借入日より平成29年11月30日までの未払利息を記載しています。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合には、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査

を要しないこととされております（会社法第207条第9項第5号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、払込期日（平成29年11月30日）において本第三者割当増資を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

## 4. 本第三者割当増資と上場廃止猶予期間との関係

当社は、平成29年1月期において債務超過となり、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止猶予期間に入りました。また、4期連続して営業利益及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、いわゆる業績基準との関係においても、当社は株式会社東京証券取引所が定める上場廃止猶予期間に入りました。平成30年1月期に債務超過が解消されない場合、または、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスにとどまった場合には、当社株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に抵触し、上場廃止となります。

本第三者割当増資は、債務超過の解消を直接の目的としておりますところ、現時点において当社が収集できる情報に基づき、本件第三者割当による増資をもって当社の債務超過は解消されることが見込まれるものの、今後、当社を取り巻く事業環境等の変化により、本第三者割当増資を行う時点の計画が達成できないこともありうることをご注意ください。また、業績基準による上場廃止の懸念につきましては、調達した資金を事業に投資することによる業績の回復如何にかかるとなります。その対策としては、後記「4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しましたように、既存事業である卸事業の平成30年春夏商品仕入代金と本業の低迷を補うために立ち上げた新規事業インナーウェア事業と中国子会社である上海鋭有有限公司のユニフォーム事業に向けた投資を実行していくことであると考えております。さらに、株式会社東京証券取引所における平成29年8月4日付けの適時開示のとおり、当社取締役会は新たな事業として不動産関連サービス事業の計画を決議しております。これは、当社として上場廃止の回避及び将来に向けた安定的な収益の確保が急務となっていることから、更なる収益力の向上を目的に現在の事業領域を超えた新たな事業として、東京オリンピック開催に向け不動産事業の商機が高まりつつあると判断したものであります。当社代表取締役の鄧明輝は東アジアにおいて幅広い人脈及びネットワークがあり、中華圏及び在日中国人に向けた不動産売買、仲介を計画し、収益の拡大を図ることとしています。当社は、既存事業でありますアパレル事業の強化に努めながら、これらの諸施策を加えることにより、上場を維持継続するため最大限尽力していきます。

## (2) 【募集の条件】

大都（香港）實業有限公司以外を割当予定先とする割当

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
99	49.50	100株	平成29年11月30日（木）	-	平成29年11月30日（木）

大都（香港）實業有限公司を割当予定先とする割当

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
110	55.00	100株	平成29年11月30日（木）	-	平成29年11月30日（木）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないこととなります。
4. 払込の方法は、次のとおりとします。
- (1) 金銭以外の財産の現物出資による払込については、申込期間内に現物出資の目的となる当社に対する金銭債権を払込期日付で払込に充当する旨を総数引受契約にて合意することにより、現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、払込期日の到来を以て本新株式の払込に充当され消滅します。
- (2) 金銭による払込の方法での本新株式の引受の申込については、申込期間内に総数引受契約を締結し、払込期日に下記(4) 払込取扱場所へ引受価額の総額を払い込むものとし、

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
新都ホールディングス株式会社 管理部	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 押上支店	東京都墨田区業平三丁目14番5号

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
219,994,800	8,118,000	211,876,800

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 本増資にかかる諸経費の内訳は、当社のファイナンシャルアドバイザーである亜洲日昇資本有限公司に支払う紹介手数料5,000千円、第三者機関による調査費用2,268千円、弁護士費用500千円、登記費用等に350千円です。
3. 本第三者割当増資発行価額のうち30,000,000円は、D E Sによるものであるため、金銭として払い込まれる予定の金額は219,994,800円であります。

#### (2) 【手取金の使途】

当社は、平成29年1月期において債務超過の状態となったこと及び平成26年1月期から平成29年1月期まで4期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから平成29年4月26日に有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号本文）（債務超過）、及び、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号（業績）に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となりました。したがって、平成30年1月期に債務超過が解消されない場合、または、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスにとどまった場合には、当社株式は、上場廃止基準に抵触し、上場廃止となります。

本第三者割当増資は、債務超過の解消を直接の目的としておりますところ、現時点において当社が収集できる情報に基づき、本件第三者割当による増資をもって当社の債務超過は解消されることが見込まれるものの、今後、当社を取り巻く事業環境等の変化により、本第三者割当増資を行う時点の計画が達成できないこともありうることをご注意ください。また、業績基準による上場廃止の懸念につきましては、調達した資金を事業に投資することによる業績の回復如何にかかるとなります。調達資金の使途の詳細は、以下に記載しております。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
平成30年春夏商品仕入代金	140,000,000	平成29年12月～平成30年4月
新規インナーウェア事業	21,876,800	平成29年12月～平成30年1月
中国子会社運転資金	50,000,000	平成29年12月～平成30年1月
合計	211,876,800	-

(注1) 支出までの資金管理につきましては、当社名義の銀行預金口座において適切に管理いたします。

(注2) 本第三者割当増資発行価額のうち30,000,000円は、D E Sによるものであるため、金銭の払込みはなされませんが、大都（香港）實業有限公司からの借入債務がなくなります。本借入は、平成29年6月15日に、当社の当期秋冬商品の販売に向けた仕入債務の支払に充当するために行われたものです。

これらの秋冬商品につきまして、主力ブランド「Piko Hawaiian Longboard Wear」（ピコ）は「Honohono Hawaii」（ホノホノハワイ）をテーマとして企画提案してまいりました。ハワイ語でお散歩を意味する「honohono（ホノホノ）」、ハワイの空気を感じさせる優しく、暖かくそしてお散歩にも活躍できるワンマイルウェアを中心に展開しております。素材につきましても、裏地に暖かい素材や家でも外でも動きやすい素材を使用し、デザインではストレスフリーな着心地、色においてもスモーキーカラーを使用してリラクシングを追求した商品を提案してまいりました。その他のブランド「Flying Scotsman」（フライングスコッツマン）につきましては、ターゲットを30代～40代の男性を中心として、大人が着こなせるアメリカンカジュアルの原点を改めて見直し、トレンドを取り入れた肩肘を張らないスタイルを企画提案してまいりました。これらのブランドの仕入れ資金の一部として支出しました。しかしながら、その後、当社の債務超過が解消されないなど依然として切迫した危機的な状況が継続していることなどを踏まえ、当社が鄧明輝氏と協議した結果、D E Sの方法による増資によって債務を圧縮することで当社の短期的な資金繰りや財務体質の改善、さらには、当社の信用回復にもつなげることを考慮していただき、同氏の了解を得られたことで、D E Sを実施することを選択いたしました。

今回の増資で調達した資金は、以下のとおり投入して業績の回復を図ります。

#### 平成30年春夏商品仕入代金

当社が属しておりますカジュアル衣料市場では、大手得意先のPB（プライベートブランド）化傾向と個人消費が相変わらず節約・低価格志向が強く慎重な消費行動が続く厳しい市場環境の中での推移しております。そして、平成30年1月期第2四半期においては、天候・気温不順、長雨の影響による大手得意先の店頭在庫消化率低下など響き、その結果、売上高は176,476千円となり前年同期に比べ著しく減少し、営業損失は105,918千円、経常損失は93,578千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は94,569千円を計上いたしましたことから、当第2四半期連結会計期間末日において194,494千円の債務超過となりました。また営業活動によるキャッシュ・フローにおきましてもマイナスが継続しております。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、収益性と財務体質の早急な改善を迫られております。当社は、当該状況を解消し、安定的な収益を確保できる企業体質を構築するために、既存事業である卸事業においては、既存ブランドについて現在のポジショニングの分析を行い、細分化することで、ブランドポートフォリオの見直しを行い、各得意先に合わせたブランドを選択し企画提案してまいります。また、多様化するニーズに対応するべく取扱いアイテムの拡充などを行い、より市場規模に適した戦略を立案し収益の確保に努めてまいります。例えば、「Piko Hawaiian Longboard Wear」（ピコ）につきましては、ターゲットを30代～40代のファミリー層を中心として企画提案してまいります。

来年の春夏商品につきましては、テーマを「EXPLORATION HAWAII - PIKOのアロハシャツを着て、ハワイを探検！」として、素材にはレーヨンを使用したアロハシャツを中心に、よりハワイを感じさせるアパレルから雑貨までを提案してまいります。また、今年好評であったPIKOの期間限定型ショップを再度実施することを予定しており、直接消費者へ販売することと、ブランドの露出による販促活動を行ってまいります。また、ブランドごとに適切な販売促進策の計画を行い、新規取引先の獲得や休眠している取引先の再開を目指し、収益の確保に努めてまいります。平成30年1月期の春夏物については、以上のような施策を行います。本第三者割当増資の手取金のうち140百万円は、平成29年12月～平成30年4月までに商品仕入代金として投入される見込みです。

#### 新規インナーウェア事業

当社は長年において日本国内でカジュアル衣料の製造・販売を行っています。しかしながら、現在において日本国内におけるカジュアル衣料市場の環境が厳しくなっていること、また、競合ブランドや価格競争などから、売上拡大には厳しい状況で推移していくと考えております。当社は、売上拡大や新たな収益の柱の構築を目的に、インナーウェア事業に進出することを決定しました。具体的には、当社は、本第三者割当の割当予定先である都市麗人(中国)控股有限公司からインナーウェアを輸入して、平成29年8月末頃から株式会社丸井グループの催事売場でデモンストレーションを行っており、年内には同社と日本総代理契約を締結する予定です。

本第三者割当増資の手取金のうち約21百万円は、インナーウェア事業における平成29年12月～平成30年1月の仕入れ資金として投入される見込みであります。

#### 中国子会社運転資金

当社は、平成29年5月3日に中国現地法人（上海鋭有商贸有限公司）を設立し、中国本土における工場等への作業着の供給を軸としたユニフォーム事業として、自社ユニフォームブランドの企画・販売及びユニフォームの卸売りの二つの事業形態を基軸に順次事業を展開していく予定です。自社ユニフォームブランド事業は現在企画段階に過ぎませんが、ユニフォームの卸売り事業は受注を受ける段階に至っております。このため、平成29年12月～平成30年1月までに、当該中国子会社の運転資金として50百万円投入する見込みであります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a1. 割当予定先の概要

名称	都市麗人(中国)控股有限公司 (Cosmo Lady (China) Holdings Company Limited)
本店所在地	Clifton House, 75 Fort Street P.O. Box 1350 Grand Cayman, KY-1108 Cayman Islands
代表者の役職及び氏名	董事長 鄭耀南 (Zheng Yaonan)
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
資本金	50,000,000USD
事業内容	インナーウェアの企画・製造・販売
主たる出資者及びその出資比率	大同投資有限公司 61.57%

## b1. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	当社は都市麗人(中国)控股有限公司からインナーウェアの仕入れをしております。

## a2. 割当予定先の概要

名称	星期六股份有限公司 (SATURDAY CO., LTD)
本店所在地	広東省佛山市南海区桂城街道慶安路2号
代表者の役職及び氏名	董事長 張 澤民 (Zhang Zemin)
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
事業内容	靴の企画・製造・販売及びその周辺事業
資本金	39,892万元
主たる出資者及びその出資比率	シンセン星期六投資控股有限公司 29.24% LYONE GROUP PTE, LTD. 23.25%

## b2. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	該当事項はありません。

## a3. 割当予定先の概要

名称	大都(香港)實業有限公司 (DADU(HONG KONG)CO., LIMITED)
本店の所在地	Room C, 3/F, Cameron Commercial Building, 468 Hennessy Road, Causeway Bay, H.K.
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	下記参考情報参照



代表者の役職及び氏名	董事 鄧明輝
資本金	10,000 H K ドル
事業の内容	貿易業
主たる出資者及びその出資比率	鄧明輝 100%

## b3. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	本届出書提出日現在、当社普通株式株2,972,500株（平成29年7月31日現在の発行済株式数に対して33.23%）を所有しています。
人事関係	董事の鄧明輝氏は、平成29年4月25日に当社の代表取締役社長に就任しています。
資金関係	当社は平成29年11月9日現在借入金30,000,000円があります。
技術又は取引関係	該当するものではありません。

（参考情報）割当予定先の代表者が、同じく代表者である株式会社大都商会の概要は次のとおりです。

名称	株式会社大都商会
本店の所在地	東京都豊島区北大塚三丁目34番1号 第一大都ビル
連絡先	03-5961-5561
代表者の役職及び氏名	代表取締役 鄧明輝
資本金	5千万円
事業の内容	リサイクル事業、コンパウンド事業、リテール事業等
主たる出資者及びその出資比率	鄧明輝 98%

鄧明輝が創業した株式会社大都商会は大都グループの中核で、ペットボトルのリサイクル事業を営んでおります。廃棄プラスチックを中国に輸出し、中国でプラスチックの製品化をしています。同社は、国内に関東、中部、関西の5ヶ所に工場があり、中国には8ヶ所に事業所をもち、上海、青島等4ヶ所に工場をもっています。マレーシア、シンガポール、米国にも関連会社があります。割当予定先である大都（香港）實業有限公司は、日本から中国へのプラスチック販売の仲介をしています。

### ｃ．割当予定先の選定理由

当社は平成29年1月期において債務超過の状態となったこと及び平成26年1月期から平成29年1月期まで4期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから平成29年4月26日に有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号本文）（債務超過）及び、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号（業績）に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となりました。当第2四半期連結累計期間の当社の業績は、世界経済の先行き不透明感や厳しい消費マインドの中、当社が属しておりますカジュアルウェア市場におきましては、個人消費は、相変らず節約・低価格志向が強く慎重な消費行動が続く厳しい市場環境の中での推移となりました。その結果、売上高は176,476千円となり、営業損失は105,918千円、経常損失は93,578千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は94,569千円を計上いたしましたことから、当第2四半期連結会計期間末日において194,494千円の債務超過となりました。また営業活動によるキャッシュ・フローにおきましてもマイナスが継続しております。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、収益性及財務体質の早急な改善を迫られております。したがって、平成30年1月期に債務超過が解消されない場合、または、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスにとどまった場合には、当社株式は、上場廃止基準に抵触し、上場廃止となります。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や金融機関からの借入れによる資金調達は極めて厳しい状況にあります。早期黒字化に向けた施策及び債務超過の解消が必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、割当先を選定するため割当予定先を含む複数の投資家と交渉して参りました。

このように、直近の売上確保や実需期に安定的な供給を目的に、早急な資金確保を行う必要性があり、また、下記の三社は当社事業についても深い理解を示していただくとともに、投資者としても魅力を感じていただいたため、下記三社を割当予定先として選定しました。今後、割当予定先とともに、下記に記載した事業上の施策を推進することで業績の改善を図り、業績基準による上場廃止の回避に努めてまいります。

#### 1. 都市麗人(中国)控股有限公司

当社は、当社との事業シナジーを最優先して、平成29年5月頃から投資家との交渉を進めて参りました。都市麗人(中国)控股有限公司は香港取引所に上場している会社ですが、その代表者である鄭耀南氏は当社代表取締役鄧明輝氏の友人であり、自社のインナーウェア事業の日本進出に腐心してまいりました。当社はインナーウェアの生産・企画・販売経験はないものの、創業34年来ずっとカジュアルウェアの企画、生産委託（海外及び国内メーカーに対し）を行い、卸売を中心に日本市場において営業活動を行って参りました。また、当社は、海外のカジュアルウェア関連企業やスポーツギア関連企業よりブランドの使用許諾（マスターライセンス契約）を受け、自社の商品に使用するだけでなく、カジュアルウェア以外の商品を製造、販売する企業にライセンス供与を行うライセンス事業も営んでいます。

当社は、これらの当社事業から学んだノウハウを生かしながら、都市麗人(中国)控股有限公司の日本総代理店となり、日本インナーウェア市場への参入し、同市場を当該会社と共同で開拓する予定としております。また、当社が属しておりますカジュアルウェア市場におきましては、平成29年1月期の個人消費は、一部で所得の改善傾向からの回復の兆しが見られるものの、大幅な改善には至っておらず、低価格志向が強く慎重な消費行動が続くなど厳しい市場環境の中で推移しており、当社は営業活動及び企画力の強化や、中国国内の生産・物流体制の見直しを行ったものの、人件費や物価の高騰と円安に伴う商品原価の上昇等により、売上高の大幅減少及び営業損失の4期連続の計上が余儀なくされました。このような状況にあって、当社は都市麗人(中国)控股有限公司との間におけるインナーウェア事業は売上拡大や新たな収益の柱となることを大いに期待しており、同社の出資を受けることがインナーウェア事業の発展にも資するものと考えております。

## ２．星期六股份有限公司

星期六股份有限公司は、当社の代表取締役社長である鄧明輝氏の友人で本増資の当社アドバイザーを務める亜洲日昇資本有限公司（東京都港区赤坂2-12-12赤坂フローラビル4F）の代表取締役である孫晶氏の紹介で知り合うこととなりました。投資家との交渉を始めた平成29年5月頃に当社の代表取締役社長である鄧明輝氏が亜洲日昇資本有限公司の孫晶氏に投資家のご紹介をお願いしたところ、星期六股份有限公司を紹介されました。当該会社は中国のシンセン取引所に上場しており、靴の企画・生産・販売をすべて自社で行っております。近年はその周辺産業にも進出しており、海外市場の開拓にも力を注ぐようになったと聞いております。当社アドバイザーを務める亜洲日昇資本有限公司の孫晶氏と当社の代表取締役社長である鄧明輝氏が星期六股份有限公司の本社に訪問し、当社の事業内容、市場状況、市場における当社のポジション等をふまえつつ厳しい状況下である旨の説明を行うとともに、注力しているブランドを中心とした企画力・提案力について説明を重ね、平成29年度以降の事業見込みについての説明を行ってまいりました。結果として、当社の事業内容及び今後の見込みに深い理解を示していただきました。

同社は、現時点においては本第三者割当増資の引き受けを純投資目的としていますが、当社としては、当社代表取締役 鄧明輝が先方と面談したときに提携の話もあったため、将来的に同社が日本の靴市場に進出する際には、当社とリレーションシップを活用した事業提携を行う可能性があるものと考えております。

## ３．大都(香港)實業有限公司

大都（香港）實業有限公司は当社の代表取締役鄧明輝氏が代表を務め、100%出資している会社であります。当社が平成26年1月期（第30期）に債務超過の状態となりましたが、平成26年10月10日に大都（香港）實業有限公司に対する第三者割当増資を実施し、平成27年1月期（第31期）には債務超過を解消した経緯があります。また、平成29年6月15日に今期秋冬商品仕入れ代金に充填するため、大都（香港）實業有限公司に300万円の借入れをしました。その後、当社の債務超過が解消されないなど依然として切迫した危機的な状況が継続していることなどを踏まえ、当社が鄧明輝氏と協議した結果、D E Sの方法による増資によって債務を圧縮することで当社の短期的な資金繰りや財務体質の改善、さらには、当社の信用回復にもつながることを考慮していただき、同氏の了解を得られたことで、D E Sを実施することを選択いたしました。

大都（香港）實業有限公司の当社に対する債権が現物出資により株主資本となることは、有利子負債圧縮による財務体質の改善ならびに資金繰りの改善に資するものと考えられます。

なお、D E Sの割当予定先である大都（香港）實業有限公司の代表者を兼任している鄧明輝氏は当社の代表取締役であり、当社との間に利害関係が生じることから、平成29年11月9日の当社取締役会における本新株式発行にかかる決議には参加いたしておりません。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式

都市麗人(中国)控股有限公司	1,010,100株
星期六股份有限公司	1,010,100株
大都(香港)實業有限公司	454,500株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である都市麗人(中国)控股有限公司は本第三者割当を受けることにより総議決権数の8.85%を保有する株主となりますが、安定株主として当社株式を中・長期的に保有する方針であること、また、都市麗人(中国)控股有限公司からは役員派遣の意思はなく、2年以上は当社株式を保有することについて口頭で確認及び説明をうけております。

割当予定先である星期六股份有限公司は、本第三者割当を受けることにより総議決権数の8.85%を保有する株主となります。同社は、現時点では純投資目的としていますが、当社としては、将来的に同社が日本の靴市場に進出する際には、当社とリレーションシップを活用した事業提携を行う可能性があるものと考えておりますところ、星期六股份有限公司からは安定株主として当社株式を中・長期的に保有する方針であること、役員派遣の意思はなく、少なくとも2年間は当社株式を保有することについて口頭で確認及び説明をうけております。

割当予定先である大都(香港)實業有限公司は、本第三者割当を受けることにより総議決権数の30.01%を保有する筆頭株主となりますが、当社の代表取締役が100%出資している会社であるうえ、同社からは、安定株主として当社株式を中・長期的に保有する方針であること、2年以上は当社株式を保有することについて口頭で確認及び説明をうけております。

なお、当社は、各割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、東京証券取引所が規定する確約書を取得しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先が本第三者割当を引き受けるために必要な資金を全額保有していることを、割当予定先別に確認しております。このうち香港取引所の上場企業である都市麗人(中国)控股有限公司は平成29年8月21日発表した第2四半期報告書(平成29年1月1日～平成29年6月30日)をもって確認しております。また、シンセン取引所に上場している星期六股份有限公司は平成29年8月28日に発表した第2四半期報告書(平成29年1月1日～平成29年6月30日)をもって確認しております。

大都(香港)實業有限公司は、金銭債権の現物出資(D E S)による部分については30,000,000円、金銭の払込については19,995,000円を予定しております。現物出資の目的となる財産(「第1募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法 (注) 3 . 」をご参照下さい。)につきましては、当該財産の実在性及び払込金額が対象となる金銭債権に係る債務の帳簿価額を超えないことを当社の会計帳簿により確認しております。本第三者割当による金銭の払込に必要な資金は借入金ではなく自己資金にて行う旨の説明を口頭で受けており、当該払込資金の十分性については、銀行口座残高証明書を確認し、平成 29年10月16日現在の円預金口座残高が20,002,704円であることを確認いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先及び当該割当予定先の役員、主要株主について反社会的勢力の影響を受けているか、犯罪歴を有するか及び警察から何らかの捜査対象となっていないかについてレストルジャパン21株式会社(代表者 石井 健 所在地 東京都千代田区岩本町1-6-7 宮沢ビル7階)に信用調査を依頼しましたが、同社の調査結果によれば、いずれの者についてもこれらの情報を確認できませんでした。

そのため、当社は、割当予定先、当該割当予定先の代表者について、反社会的勢力とは関わりがないものと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行価格につきましては、大都（香港）實業有限公司以外の割当予定先に関して、本第三者割当増資に係る取締役会の直前営業日である平成29年11月8日（水）の株式会社東京証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の終値（110円）に対して10%のディスカウントである 99.00円と決定いたしました。当該発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日（平成29年11月8日（水））の J A S D A Q 市場における当社普通株式の終値を基準に、当社株価の変動状況、財務状況、業績見込及び事業環境を踏まえ、割当先と協議・交渉を経た上で、上記終値に10%のディスカウントを加えた99.00円と決定したものです。また、大都（香港）實業有限公司につきましては、当社代表取締役が100%出資している会社であることから、一般株主の利益に配慮しディスカウントを行わず、発行価格を110円と致しました。

また、大都（香港）實業有限公司を除く割当予定先に関して、直前営業日の当社株式の終値の額に10%ディスカウント率を乗じた理由は、次のとおりであります。当社は、長年に渡り売上高が減少しており、平成22年1月期より連続の営業損失及び経常損失を計上しているほか、平成26年10月に大規模増資を行ったことにより債務超過を解消したものの、平成28年1月期第3四半期において再び債務超過状態に至っております。そして、平成29年1月期において債務超過の状態となったこと及び平成26年1月期から平成29年1月期まで4期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから、平成29年4月26日株式会社東京証券取引所からの発表の通り、上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となりました。企業存続のため債務超過の解消及び営業利益の黒字の確保が最重要であること、さらに金融機関及び仕入先といった取引先からの当社に対する信頼確保の見地から自己資本の増強が喫緊の課題となっております。これらを早急に解決することが株主価値の向上に資すると考えられるため、一定のディスカウントを行ったとしても、それ以上の株主価値の向上につながると考えております。

本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日の終値を発行価格算定の基準とした理由は、平成29年9月8日（金）の「平成30年1月期第2四半期業績予想（連結）の修正に関するお知らせ」及び平成29年9月12日（火）の「平成30年1月期第2四半期決算短信（連結）」の発表に関する適時開示後に形成された株価が、直近の市場価格として当社の株式の価値を客観的に反映しており、合理的であると判断したからです。

なお、大都（香港）實業有限公司以外の割当予定先に対する本株式の発行価格は、第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成29年11月8日（水））の J A S D A Q 市場における当社普通株式の終値110円に対して10%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの直前1ヶ月間の終値の平均値118.30円に対して19.49%のディスカウント、直前3ヶ月間の終値の平均値107.88円に対して8.97%となっております。直前6ヶ月間の終値の平均値101.72円に対しては2.75%ディスカウントとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）では、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされております。

本件第三者割当においては、上記のとおり直前営業日の終値価額に0.9を乗じた額以上の価額を採用したものであり、本第三者割当増資の発行価格は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。

また、当該判断を行う過程で、当社監査役3名全員から、今回の発行価格について、上記算定根拠を含め割当予定先に特に有利ではなく適法であり、いわゆる有利発行には当たらない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による新規発行株式数は2,474,700株（議決権数は24,747個）であり、平成29年11月9日現在の当社の発行済株式の総数9,002,000株（議決権89,433個）に対して、27.49%（議決権における割合27.67%）に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、平成29年1月期において債務超過の状態となったこと及び平成26年1月期から平成29年1月期まで4期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから平成29年4月26日に有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号本文）（債務超過）及び、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号（業績）に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となりました。したがって、平成30年1月期に債務超過が解消されない場合、または、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスにとどまった場合には、当社株式は、上場廃止基準に抵触し、上場廃止となります。

このような状況の下、当社は上場を維持し、財務体質の改善及び経営基盤の強化をはかることは、会社の信用回復になり、既存取引先及び新規取引先との取引拡大に繋がり、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値の向上は、株式の希薄化により損害を被る既存株主の皆様の利益保護につながるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新規発行株式数は2,474,700株であり、発行済み株式の総数である9,002,000株（議決権89,433個）に対して、27.49%の割当（議決権における割合27.67%）に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。

これらのことから、希薄化率が25%を超えることから、大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合(%)
大都(香港)實業有限公司 DADU(HONG KONG)CO.,LIMITED (常任代理人DADU(Tokyo) CO.,LIMITED Director DENG MINGHUI)	ROOMC,3/F.,CAMERON COMMERCIAL CENTRE,468 HENNESSY ROAD,HONGKONG (東京都文京区)	2,972,500	33.02	3,427,000	30.01
國銳有限公司 KEEN COUNTRY LIMITED (常任代理人LIANG YUNBAI)	6/F SEA BIRD HOUSE 22-28 WYNDHAM STREET CENTRAL HK (東京都荒川区)	1,788,000	19.86	1,788,000	15.66
都市麗人(中国)控股有限公司	Clifton House, 75 Fort Street P.O. Box 1350 Grand Cayman, KY-1108 Cayman Islands			1,010,100	8.85
星期六股份有限公司	広東省佛山市南海区桂城街 道慶安路2号			1,010,100	8.85
前田 貴行	大阪府吹田市	205,000	2.27	205,000	1.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	127,400	1.41	127,400	1.12
鈴木 誠次	東京都練馬区	105,700	1.17	105,700	0.93
井深 博光	岡山県岡山市北区	95,000	1.05	95,000	0.83
横内 正昭	東京都大田区	95,000	1.05	95,000	0.83
西山 冬樹	東京都江戸川区	90,000	0.99	90,000	0.79
計		5,478,600	61.25	8,073,700	70.71

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成29年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
- 3 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年7月31日現在の総議決権数89,433個に、本新株式に係る議決権の数24,747個を加えて算定しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

当社は平成29年1月期において債務超過の状態となったこと及び平成26年1月期から平成29年1月期まで4期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから平成29年4月26日に有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号本文）（債務超過）及び、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号（業績）に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となりました。したがって、平成30年1月期に債務超過が解消されない場合、または、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスにとどまった場合には、当社株式は、上場廃止基準に抵触し、上場廃止となります。

その対策としては、「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しましたように、既存事業である卸事業の平成30年春夏商品仕入代金と本業の低迷を補うために立ち上げた新規インナーウェア事業と中国子会社である上海鋭有有限公司のユニフォーム事業に向けた投資を実行していくことであるとされており、そのために必要な資金を調達していくことが必須となってきます。また、平成30年1月期第2四半期末（平成29年7月31日）の当社の現金及び現金同等物の残高は57百万円となり、今後の運転資金として十分な運転資金の残高を維持できない状況です。このような状況のもと、当社グループは、平成30年1月期において上場廃止となり当社株式の流動性が喪失されれば、既存株主が大きな不利益を被ることとなると考えており、上場廃止を回避すべく、まずは資本の増強により財政状態を健全化するとともに、主たる事業である卸売り事業の再建により早期に営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローを確保できる事業基盤を整備することが、会社の対処すべき最も重要な課題となっております。そのため、債務超過の解消及び継続した純損失の計上している状況に対する対策を講じるための投資資金、及び運転資金の確保を目的として本新株式による資金調達を行うものであります。

### (2) 資金調達の方法として本新株式の発行を選択した理由

当社は、上記「大規模な第三者割当増資を行うこととした理由」に記載の資金調達をおこなうために、様々な資金調達方法を検討いたしました。当社は、資金調達を迅速に実行するためには比較的確実性の高い資金調達方法が必要である一方で、喫緊の経営課題に対処しつつ今後の継続的な成長への取組みについて株主の皆様からの理解を得るためには既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を選択することが非常に重要であるとと考えております。

しかしながら、目下の事業環境としまして、当社は、平成30年度商品の一部である春夏物の生産が始まっている中において、生産の繁忙時期を迎える前に早急な資金の確保を行う必要があります。また、当社の経営環境をめぐる厳しい状況、債務超過や営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスといった業績の状況を踏まえ、金融機関からの融資による資金調達は、会社の信用が低く、差入れる担保もないことから極めて困難であり、また、社債発行または公募増資による資金調達についても、会社の信用が低いことから、現実的に早急な資金調達は極めて困難であります。これらの検討の結果、資金調達にあたっては、「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法 注4 . 本第三者割当増資と上場廃止猶予期間との関係」に記載しましたように、本第三者割当増資は、債務超過の解消を直接の目的としており、既存株主の皆様の希薄化は生じるものの、当社の現状の財務状況、および業績状況からして本第三者割当による新株式の発行が、当社の資金調達のニーズには最も合致していると判断し、資金調達の方法として本新株式の発行を選択いたしました。

### (3) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

前記の「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当します。このような希薄化は株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。

しかしながら、当社取締役会といたしましては、本第三者割当による新株式の発行により、上記「(1)大規模な第三者割当増資を行うこととした理由」に記載の投資施策と運転資金の確保が可能になり、債務超過と業績基準による上場廃止猶予期間入り銘柄と継続企業の前提に関する事項の注記がある状況である当社を再生させ再成長軌道に乗せていくことができるものと考えており、これによって上場廃止の回避に向けて手段を尽くすことそれは既存株主の皆様にとっても決定的に重要であり、かつ、も含めた株主価値の向上に大いに資するものであると判断しております。他方で、本第三者割当による希薄化は大規模であるものの、既存株主への悪影響の程度は、本第三者割当によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役及び監査役からは特段の反対意見は表明されておりません。

### (4) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

本件第三者割当による新規発行株式数は2,474,700株（議決権数は24,747個）、であり、発行済株式の総数である9,002,000株（議決権数89,433個）に対して、27.49%の割合（議決権における割合27.67%）で、希薄化率が25%以上となると見込まれることから、そのため、当社は、経営者から一定程度独立した者として、当社監査役丹羽一彦、浅井繁



一 2名（社外監査役2名）と当社の社外取締役下村昇治1名を加えた計3名による第三者委員会を組成し、本第三者割当を実施することの必要性及び相当性について意見を聴取しました。当社は、第三者委員会に対し、当社の事業内容及び現状、本件第三者割当の目的及び理由、調達資金の額、用途及び支出予定時期、資金用途の合理性、発行条件の合理性、割当予定先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、業績への影響の見通し、その他必要と思われる事項につき説明を行い、第三者委員会からの質問事項に回答しました。

その後、第三者委員会において3回の審議を経るなどして慎重に審議した結果、平成29年11月9日付意見書が当社に提出されました。当該意見は、本件第三者割当の発行条件について検討した結果、本件第三者割当は必要かつ相当である旨の意見を得ております。

当該意見書の概要は次のとおりです。（意見書の概要）

#### 1 本増資の必要性

貴社は平成29年1月期（第33期）に99百万円の債務超過の状態となったため、現在、東京証券取引所において上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっている。

また、第34期第2四半期においても、貴社は債務超過の状態にある上、貴社を取り巻くカジュアルウェア市場では、個人消費は相変わらず節約・低価格志向が強く、慎重な消費行動が続いており、大手得意先のPB化傾向の拡大などにより、依然として厳しい状況にあり、売上高の大幅な減少及び多額の損失計上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているため、収益性と財務体質の早急な改善を迫られている。

したがって、貴社の上場維持及び企業存続のためには、平成30年1月期中に債務超過解消が必須であり、本増資により債務超過を解消し、併せて事業資金を確保して収益性を向上させると共に、負債を減少させることにより、財務体質の改善及び経営基盤の強化を行うことが必要不可欠である。

本増資では、都市麗人（中国）控股有限公司と星期六股份有限公司からそれぞれ99,999,900円相当の貴社株式を第三者割当するものであり、大都（香港）實業有限公司に対しては、同社が貴社に対して有する貸付金30,000,000円を現物出資すること及び19,995,000円の新規払込に対することによる合計49,995,000円相当の貴社株式を第三者割当するものである。

したがって、本増資による資金調達の必要性・合理性は認められる。

#### 2 本増資の相当性

##### （1）手段選択及び割当先選定の相当性

貴社は第34期第2四半期において194,494千円の債務超過となっており、その解消のためには早急に資金を増強することが必要である。また負債の減少と収益性向上のためには資金調達を要するところ、貴社の財務状況及び事業環境からすれば、金融機関からの融資、社債発行又は公募増資による資金調達を行うことは極めて困難である。

貴社が割当先として都市麗人（中国）控股有限公司を選定したのは両社の代表者が旧知の友人であり、かつ貴社が都市麗人（中国）控股有限公司の扱うインナーウェアを日本で販売していくことでもあり、今後の貴社の営業拡大に大きな支援を期待でき、収益性の向上にも好影響を望めるもので、同社を割当先と選定することに不合理な点は認められない。

星期六股份有限公司は、貴社のファイナンシャルアドバイザーの紹介によって知ったものではあるが、貴社代表者が同社代表者と直接面談し、貴社の状況を説明し、理解をえたうえで本増資への割当を承諾したとのことであり、貴社として星期六股份有限公司と具体的な取引を現在計画しているものではないが、同社も靴を取扱っているため、日本におけるファッションビジネスに強い関心があり、将来的に事業発展の可能性もあり、同社を割当先に選定することに不合理な点は認められない。

また、大都（香港）實業有限公司とはもともと貴社の大株主であり、同社から貴社が借り入れていた借入金債務をDESにより資本金化するものであり、これにより借入債務がなくなることであり、このDESに不合理な点は認められない。加えて同社に対して19,995,000円の貴社株式の第三者割当についても、不合理な点は認められない。

したがって、本増資において、都市麗人（中国）控股有限公司及び星期六股份有限公司に対する第三者割当増資という方法による資金調達を選択することは相当なものと認められる。また大都（香港）實業有限公司とDESを行い、19,995,000円の第三者割当増資をすることも相当なものと認められる。

本第三者割当増資により既存株主の株式については希薄化が生ずるものの、貴社が本増資を行わないとすれば、平成30年1月期中に債務超過が解消されないため、貴社は上場廃止となってしまい、既存株主の株式の価値は著しく劣化してしまう。貴社の企業存続のため、本第三者割当増資を行い、財務体質を改善し経営基盤の強化をはかることで、貴社の業績拡大、企業価値の向上を実現することができ、これにより既存株主の株式価値の劣化を最小限に留めうると考えられる。

##### （2）割当先の保有方針

都市麗人（中国）控股有限公司と星期六股份有限公司はいずれも東京証券取引所が規定する第三者割当に

より割り当てられた募集株式の譲渡の報告に係る確約書を締結するので、両社は割当先として妥当である。

都市麗人（中国）控股有限公司と星期六股份有限公司は、いずれも本第三者割当により総議決権数の8.85%を保有することとなるが、いずれも安定株主として貴社株式を中長期で保有する方針であり、役員を派遣する意思はない旨いずれからも口頭で確認をうけているので、両社は割当先として妥当である。

大都（香港）實業有限公司は本第三者割当をうけることで総議決権数の30.01%を保有する筆頭株主となるが、貴社代表取締役が実質支配している会社であり、安定株主として貴社株式を中長期に保有する方針である旨貴社代表取締役から口頭で確認をえているので、同社は割当先として妥当である。

### （３）発行価額の相当性

本増資の払込金額は、大都（香港）實業有限公司については、本増資に係る取締役会決議の直前取引日（平成 29 年 11月 8 日）東京証券取引所 JASDAQ 市場における貴社株式終値110円とし、その他の二社に関しては当該終値に、10.00%ディスカウントした99.00円に決定されたものである。

そして、この払込金額は、この本増資に係る取締役会決議の直前取引日までの直前の 1 ヶ月間の終値の平均値118.30円に対し19.49%のディスカウント、直前取引日までの 3 ヶ月間の終値の平均値107.88円に対し8.97%のディスカウント、直前取引日までの 6 ヶ月間の終値の平均値101.72円に対し2.75%のディスカウントとなっている。

貴社は平成 29 年 4 月 26 日に「債務超過」の猶予期間入りした旨の短信を公表し、9 月 8 日（金）に業績見通しの下方修正を発表し、9 月 12 日（火）に第 2 四半期の四半期報告書を提出し、依然債務超過であることを公表した。これらの発表により貴社の株価はその都度影響をうけたが、その後は比較的株価は安定しており、この株価推移の中で取締役会直前営業日の終値を基準としたことは、客観性・合理性があると考え。これに10.00%のディスカウントをして発行価額を決定することとされている。

大都（香港）實業有限公司とのDESによるものと19,995,000円の合計49,995,000円相当の割当株式の発行価額は、本増資に係る取締役会決議の直前取引日（平成 29 年 11 月 8 日）東京証券取引所 JASDAQ 市場における終値とする。

したがって、このようにして決定される発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日制定）に準拠しており、有利な発行には該当せず、適法かつ公正なものと認められる。

### （４）発行数量及び希薄化の程度について

本増資による株式発行数は2,474,700株、調達する資金の額は 2 億 4 , 9 9 9 万円であり、債務超過の解消、財務体質改善及び経営基盤強化という本増資の目的に照らして必要かつ合理的な範囲内のものである。

また、本増資により貴社の発行済株式に対して27.49%の希薄化が見込まれるが、本増資により債務超過が解消されれば貴社は債務超過基準への抵触を回避することができるが見込まれ、また、財務体質改善及び経営基盤の強化によって、貴社の企業価値の向上及び既存株主の利益向上につながり、将来的には株主に最終的に利益が還元されることが見込まれることから、本増資による希薄化の程度は合理的な規模と考えられる。

したがって、本増資の発行数量及び希薄化の程度についても相当なものと認められる。

### （５）今後の見通し

本増資により貴社の債務超過が解消されることが見込まれるものの、今後貴社を取り巻く事業環境等の変化により、本増資を行う時点の貴社事業計画が達成できないこともありうる。平成 30 年 1 月期において営業利益及び営業キャッシュ・フローがいずれもマイナスに留まったときは、上場廃止となるので、貴社は全力でこの上場廃止リスクを回避し、将来に向けた安定的な収益の確保が急務である。

## 3 結論

以上に検討してきたとおり、当委員会は、平成 29 年 1 月 9 日開催の取締役会において決議される予定の本増資について、その必要性及び相当性があるものと認める。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

#### 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第33期）及び四半期報告書（第34期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、以下に記載した事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年11月9日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載した事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年11月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 事業等のリスク

本第三者割当増資と上場廃止基準との関係について

有価証券報告書等及び前記のとおり、当社は、平成29年1月期において債務超過の状態となったこと及び平成26年1月期から平成29年1月期まで4期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなったことから平成29年4月26日に有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同第601条第1項第5号本文）（債務超過）及び、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号（業績）に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となりました。したがって、平成30年1月期に債務超過が解消されない場合、または、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスにとどまった場合には、当社株式は、上場廃止基準に抵触し、上場廃止となります。

本第三者割当増資は、債務超過の解消を直接の目的としますところ、現時点において当社が収集できる情報に基づき、本件第三者割当による増資をもって当社の債務超過は解消されることが見込まれるものの、今後、当社を取り巻く事業環境等の変化により、本第三者割当増資を行う時点の計画が達成できないこともありうることをご注意ください。また、業績基準による上場廃止の懸念につきましては、これによってただちに解消されるものではなく、調達した資金を事業に投資することによる業績の回復如何にかかるとなります。従いまして、本第三者割当増資後につきましても、このような状況の下で、上場廃止の可能性がなお存在することにご留意ください。

### 2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（平成29年4月26日）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年11月9日）までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

- 平成29年4月28日提出の臨時報告書

#### 提出理由

当社は、平成29年4月25日開催の第33期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 報告内容

- (1) 定時株主総会が開催された年月日

平成29年4月25日

- (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

今後新たな企業文化に生まれ変わることで成長を図ること、アパレルビジネスを中心に国内外に幅広く展開していくことを目的に、定款第1条（商号）を変更するもの及び、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

#### 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として鄧明輝、半田紗弥、下村昇治を取締役に選任するものであります。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として浅井繁一を監査役に選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	37,179	588		(注) 1	可決 98.44
第2号議案 取締役3名選任の件					
鄧 明輝	37,164	603		(注) 2	可決 98.40
半田 紗弥	37,164	603			可決 98.40
下村 昇治	37,164	603			可決 98.40
第3号議案 監査役1名選任の件					
浅井 繁一	37,169	598		(注) 2	可決 98.41

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

・ 平成29年6月6日提出の臨時報告書

提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成29年6月1日

(2) 当該事象の内容

当社は、為替相場の変動による外貨建債務の換算差額である為替差益を平成30年1月期第1四半期決算において、営業外収益に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成30年1月期第1四半期累計期間（自平成29年2月1日至平成29年4月30日）の四半期損益計算書において営業外収益に為替差益7,946千円を計上いたします。

・ 平成29年6月6日提出の臨時報告書

提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成29年6月1日

(2) 当該事象の内容

当社は、生命保険の解約による受取額と過去の積立額との差額である保険解約返戻金を平成30年1月期第1四半期決算において、営業外収益に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成30年1月期第1四半期累計期間（自平成29年2月1日至平成29年4月30日）の四半期損益計算書において営業外収益に保険解約返戻金2,237千円を計上いたします。

・ 平成29年9月11日提出の臨時報告書

提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成29年7月31日

(2) 当該事象の内容

当社は、為替相場の変動による外貨建債務の換算差額である為替差益を平成30年1月期第2四半期決算において、営業外収益に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成30年1月期第2四半期累計期間（自平成29年5月1日至平成29年7月31日）の四半期損益計算書の連結決算において営業外収益に為替差益10,137千円を計上いたします。

・ 平成29年9月29日提出の臨時報告書

提出理由

当社は、平成29年8月30日付（当社への訴状送達日は平成29年9月28日）で、東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成29年8月30日

(2) 訴訟を提起した者

ア 名称 : 江蘇舜天国際集団輕紡進出口有限公司  
イ 所在地 : 中華人民共和国南京市軟件大道21号  
ウ 代表者の役職・氏名 : 葛敬東

(3) 訴訟の内容及び請求金額

ア 訴訟の内容 : 売掛金支払請求  
イ 請求金額 : 金41万6901.82米ドル及びこれに対する遅延損害金

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 至	平成28年2月1日 平成29年1月31日	平成29年4月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第2四半期)	自 至	平成29年5月1日 平成30年7月31日	平成29年9月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年4月26日

株式会社クリムゾン  
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 野 井 俊 明

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリムゾンの平成29年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度においても営業損失140,956千円、経常損失120,718千円、当期純損失129,979千円を計上したことから99,931千円の債務超過となっている。また、営業活動によるキャッシュ・フローにおいても4期連続のマイナスとなっている。このような多額の損失を計上している状況及び当事業年度末において債務超過である状況並びに営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続している状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クリムゾンの平成29年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社クリムゾンが平成29年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年9月13日

株式会社クリムゾン  
取締役会 御中

### 監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 野 井 俊 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クリムゾン及び連結子会社の平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期連結累計期間において、売上高は176,476千円となり前年同期に比べ著しく減少し、営業損失105,918千円、経常損失93,578千円、親会社株主に帰属する四半期純損失94,569千円を計上し、当第2四半期連結会計期間末日において194,494千円の債務超過の状態になっている。また営業活動によるキャッシュ・フローについてもマイナスが継続している。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年8月4日開催の臨時取締役会において、不動産関連サービス事業の開始を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。